

第八条 前条第一項及び第二項の船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したものとする。

第三章 責任制限手続

第一節 通則

第九条 責任制限事件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

第三章 責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

(抗告) 裁判所は、職権で、責任制限事件に関する必要な調査をすることができる。

第十三条 責任制限手続に関する裁判に對して

第十九条 裁判所は、責任制限手続開始の申立を相当と認めるときは、その申立てをした者（以下「申立人」という。）に対して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供

第十九条 裁判所は、責任制限手続開始の申立（供託命令）

2 て、指定日において供託すべき金銭及びこれに対する指定日の中から支払の日まで指定日の翌日における法定利率により算定した金銭を管理人に支払う義務を負う。

受託者が前項の義務を履行しなかつた場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、

二、その他の場合においては、一単位の四百五
十三万倍の金額

4 第二項の規定は、前項第一号に規定する場合
について準用する。

5 制限債権者は、その制限債権の額の割合に応
じて弁済を受けける。

(船舶のトン数の算定)

第十一條 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。
（任意的口頭弁論及び職権調査）
第十二条 責任制限手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

第十八条 責任開始手続開始の申立てをするときには、制限債権に係る事故を特定するためには必要な事実及び制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第一号において同じ。）が第七条第一項又は第三項に規定する責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えることを疎明し、かつ、知っている制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

2 の旨を指

の供託)
本前条第一項の規定による届出がされ
おいては、受託者は、裁判所の定める
第一項において「指定日」という。)
委託契約に従つて供託し、かつ、そ
れに付属する裁判所に届け出なければ
ならない。
規定により受託者が申立
者としてした供託とみなす。

3 済されない残額と物の損害に関する債権の額との割合に応じてこれらの債権の弁済に充てられるものとする。

3 前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。
一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権の場合には、一重

制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

2 続開始の申立てをすることができる。
船舶共有者は、各自責任制限手続開始のう
てをすることができる。

3 る契約とする。
供託委託契約は、第一項の規定による届出があつた後は、裁判所の許可を得なければ、変更又は解除をすることができない。
銀行その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者（以下単に「受託者」とい

は同項第2号に掲げる金額(一百円)の同項第2号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する部分は物の損害に関する債権の弁済に、その余の部分は人の損害に関する債権の弁済に、それぞれ充てられるものとする。ただし、後者の部分が人の損害に関する債権を弁済し

き。申立人の普通裁判籍の所在地、事故発生地又は制限債権に基づき申立人の財産に対して差押え若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所

第十六条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 しない。
供託委託契約は、責任制限手続開始の決定があつた場合において、受託者が申立人のために一定の額の金銭及びこれに対する責任制限手続開始の決定の日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金銭

イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位
の四百五十三万倍の金額
ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの
金額に、二千トンを超える三万トンまでの部
分については一トンにつき一単位の千八百
十二倍を、三万トンを超える七万トンまでの
部分については一トンにつき一単位の千三
百五十九倍を、七万トンを超える部分につ
いては一トンにつき一単位の九百六倍を乗
じて得た金額を加えた金額
前項第一号に規定する場合においては、制限

二 地を管轄する地方裁判所
第六条第一項に規定する責任の制限の場合において船舶が船籍を有しないとき、又は同一条第二項に規定する責任の制限の場合において救助船舶が船籍を有しないとき、申立人の普通裁判籍の所在地、事故発生地、事故後に当該船舶が最初に到達した地又は制限債権（物の損害に関する債権のみについての責任）の制限手続にあつては人の損害に関する債権を除く。以下この章において同じ。に基づき申立人の財産に対して差押え若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所

年法律第九十九号) 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を受ける方法によることとすることができる。この場合においては、公

第二十条 申立人が、裁判所の許可を得て供託委託契約を締結し、前条第一項の規定による決定において定められた期間内にその旨を裁判所に届け出た場合においては、当該契約に係る一定

三倍を、七万トンを超える部分については
一トンにつき一単位の三百二倍を乗じて得
た金額を加えた金額

一 第六条第一項に規定する責任の制限の場合において船舶が船籍を有するとき、又は同条第二項に規定する責任の制限の場合において救助沿岸部が沿籍を有するとき。沿籍の所在

第十四條 (公告) この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してす
る。

託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。)まで事故発生の日における法定利率により算定した金銭を裁判所の指定する弁護士に共託し、か

(査定の裁判) 第六十一条 裁判所は、異議のあつた債権について、査定の裁判をしなければならない。

2 査定の裁判においては、当該債権が、制限債権でないときはその旨を、制限債権であるときはその内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を定める。

3 査定の裁判は、当該債権を届け出た者及びその債権について異議を述べた者に送達する。(管理人の調査等)

第六十二条 裁判所は、査定の裁判をするに当たり、管理人に対し、必要な事項について調査を命じ、又は意見を求めることができる。(査定の裁判に対する異議の訴え)

第六十三条 査定の裁判に不服がある者(代理人を除く。)は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、異議のあつた債権を届け出た者であるときは異議を述べた者を、異議を述べた者であるときは異議のあつた債権を届け出た者を、それぞれ被告とななければならぬ。

3 第一項の訴えは、責任制限裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ、開始することができない。

4 同一の債権に関し数個の訴えが同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、又は変更する。(訴訟手続の中止)

第六十四条 第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟(以下「手続外訴訟」という。)が係属するときは、裁判所は、原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、原告訴訟手続の中止の決定を取り消すことができる。(手続外訴訟の管轄の拡張)

第六十五条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属するときは、その訴えに係る債権を有する者及び申立人又は受益債務者間の当該債権に関する

る訴えは、責任制限裁判所に提起することができる。

(移送)

第六十六条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属する場合において、その訴えに係る債権に関する手続外訴訟が他の第一審裁判所に係属するときは、責任制限裁判所は、申立てにより、その移送を求めることができる。

2 前項の規定による決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、手続外訴訟を責任制限裁判所に移送しなければならない。

3 前項の規定による移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。(併合)

第六十七条 責任制限裁判所に査定の裁判に対する異議の訴えと手続外訴訟が係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(配当) 第八節 配当

第六十八条 基金は、第九十二条第五項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。(配当の時期)

第六十九条 管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならぬ。

2 制限債権の調査期日において異議があつたときは、管理人は、査定の裁判に対する異議の訴えの出訴期間を経過した後でなければ、配当を行なうことができない。ただし、裁判所の許可を得たときは、この限りでない。(配当表)

第六十九条 管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならぬ。

2 制限債権の調査期日において異議があつたときは、管理人は、査定の裁判に対する異議の訴えの出訴期間を経過した後でなければ、配当を行なうことができない。ただし、裁判所の許可を得たときは、この限りでない。(配当表)

第七十条 管理人は、配当を行おうとするときは、配当表を作り、裁判所の認可を得なければならぬ。

2 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他の最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて記載しなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。(配当の効果)

第七十一条 裁判所は、配当表を認可したときは、その旨を公告しなければならない。(配当表に対する異議)

(配当表の認可の公告)

第七十二条 裁判所は、配当表を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

内に、裁判所に対して、異議を申し立てることができること

2 裁判所は、異議が相当であると認めるときは、管理人に對して、配当表の更正を命じなければならない。

3 異議についての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

(配当の保留の申出)

第七十三条 責任制限手続に参加した者は、配当表に対する異議申立期間の経過前に、管理人に對して、届出に係る自己の債権につき手続外訴訟が係属していること又は当該債権に基づく強制執行若しくは担保権の実行がされていることを証明して、配当の保留の申出をすることができる。

(配当の保留)

第七十四条 管理人は、次に掲げる債権については、配当を保留しなければならない。

2 前項の規定により配当の保留の申出がされた債権

二 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権で、第五十一条第三項の規定による届出がないもの

三 責任制限手続においてまだ確定していない債権で、前二号に掲げるもの以外のもの

(費用等の保留命令)

第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。(手続の終結)

第七十六条 責任制限手続に参加した者がその配当額につき供託に関する法令の規定により基金の支払を受けることができるとなつたときは、申立てにより、又は職權で、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、第三号の場合において制限債権者を著しく害するおそれがあるときは、この限りでない。

2 第二十二条第二項(第三十条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に基づき受託者から金銭の支払を受けることができないことを管理者人が証明したとき。

(保留された配当の実施)

第七十八条 第七十四条各号に掲げる債権について、次に掲げる事由が生じたときは、管理人は、遅滞なく、配当を実施しなければならない。

2 第七十四条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出を行わなければならぬ。

3 第七十四条第二号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、第五十一条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出を行わなければならぬ。

2 第七十四条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、第五十一条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出を行わなければならぬ。

3 第七十四条第三号に掲げる債権にあつては、その内容が確定したとき。

2 第七十四条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出を行わなければならぬ。

2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わないことができる。

(損害賠償)

第七十九条 基金に新たに配当に充てることができる部分が生じたときは、管理人は、更に配当を行わなければならぬ。

2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わないことができる。

(手続の終結)

第八十条 配当が終了したときは、裁判所は、責任制限手続終結の決定をし、かつ、その旨を公告しなければならない。

2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わないことができる。

2 申立て人が第三十条第一項(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に従わないとき。

三 申立人が第九十一条後段の規定による決定に従わないとき。

第八十三条 申立人は、知れている受益債務者及び責任制限手続に参加した者の全員の同意を得て、責任制限手続廃止の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。

第八十四条 申立人が破産手続開始の決定を受けた場合において、責任制限手続を続行することが破産債権者を著しく害するおそれがあるときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。

四条第一項に規定する簡易配当、同法第二百八十九条第一項に規定する同意配当若しくは同法第二百九十五条第一項に規定する中間配当の許可があつたときは、この限りでない。

(廃止の公告等)

第八十五条 裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(抗告)

第八十六条 責任制限手続廃止の申立てを却下し、又は棄却する決定及び責任制限手続廃止の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(廃止決定の取消しの公告等)

第八十七条 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定の発効)

第八十八条 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定が確定した場合における供託金の返しの制限)

第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

(費用負担の原則)

第十節 費用

第九十条 第九十三条第一項又は第二項に規定するものを除き、責任制限手続のため必要な費用

三 申立人が第九十一条後段の規定による決定に従わないとき。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、責任制限手続開始の決定を受けた場合において、責任制限手続を続行することが破産債権者を著しく害するおそれがあるときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。

四条第一項に規定する簡易配当、同法第二百八十九条第一項に規定する同意配当若しくは同法第二百九十五条第一項に規定する中間配当の許可があつたときは、この限りでない。

(廃止の公告等)

第八十五条 裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(抗告)

第八十六条 責任制限手続廃止の申立てを却下し、又は棄却する決定及び責任制限手続廃止の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(廃止決定の取消しの公告等)

第八十七条 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定の発効)

第八十八条 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定が確定した場合における供託金の返しの制限)

第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

(費用負担の原則)

及び管理人の報酬（以下この節において「費用等」という。）は、申立人の負担とする。
(予納義務)

第九十二条 申立人は、責任制限手続開始の申立てをするときは、費用等として裁判所が定める金額を予納しなければならない。予納した費用等が不足する場合において、裁判所がその不足する費用等の予納を命じたときも、同様とする。

(申立人が予納命令に従わない場合における費用等の立替え等)

第九十三条 第八十二条第三号に該当する場合において、同条ただし書に規定する事由があるときは、費用等は、基金から立て替える。

2 前項の規定により立て替えた費用等については、管理人が、申立人から取り立てるものとする。

3 前項の場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、申立人に對して、第一項の規定により立て替えた費用等の額と同額の金額を管理人に支払うべきことを命じなければならぬ。

4 第二十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

5 第二項の規定により取り立てるべき費用等の取立てが不能であるときは、当該費用等は、基金から支弁する。

(管理人の訴訟の進行の費用等)

第九十四条 第九十二条第一項又は前条第二項の規定により立て替えた費用等又は訴訟費用を管

理人が取り立てたときは、これを申立人のために基金として供託しなければならない。

2 第二十二条第六項の規定は前項の規定により規定する船舶の管理人又は船舶の運航者の被用者その他の者でその者の行為につきこれらの者が責めに任すべきものについて被用者等と同様に適用する。

第四章 補則

第九十五条 制限債権者は、その制限債権（物の損害に関する債権に限る。）に關し、事故に係る船舶及びその属具について先取特權を有する。

2 前項の先取特權は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第五号の先取特權に次ぐ。

3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特權について準用する。

4 第一項の先取特權が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十六条の規定にかかわらず、第一項の先取特權は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

5 第二項の規定により取り立てるべき費用等の取立てが不能であるときは、当該費用等は、基金から支弁する。

(総括的の費用等)

第九十六条 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士、弁護士又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

2 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを行るために必要な費用のうち訴訟費用となるものは、基金から立て替える。

3 査定の裁判に対する異議の訴えについての判断において管理人の負担とされた訴訟費用は、裁判所は、管理人の申立てにより、第一項の費用等及び報酬の額を定める。

4 前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

5 前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(管理人が取り立てた費用等及び訴訟費用の供託)

理人が取り立てたときは、これを申立人のために基金として供託しなければならない。

2 第二十二条第六項の規定は前項の規定により規定する船舶の管理人又は船舶の運航者の被用者その他の者でその者の行為につきこれらの者が責めに任すべきものについて被用者等と同様に適用する。

この法律は、制限債権につき弁済の責めに任することによって生ずる損害をてん補する保険契約の保険者について、被保険者と同様に適用する。

第五章 賞罰則

第九十九条 管理人又は代理人がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができるときは、その価額を追徴する。

第一百一条 第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の書類の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

九五号 附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第

第九十七条 削除
(船舶の管理人等に対するこの法律の適用)

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

の裁判手続の特例に関する法律(平成二十九年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

一 この法律は、施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八百八十二条第一項の改正規定、同法第八百八十三条の改正規定、同法第八百八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二十三条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一條の第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第十五条规定者からの暴力の防止及び被害者の

三 第一条 中民事執行法第十八条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「百六十三条を第八十六条の二とし、第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第一百四十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十六条规定（「第九十二条第一項」）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百零一条の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定、及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十二条第一項の規定、第二

百二条中会社更生法第百十条第三項の改正規定
「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)及び同法第百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百六十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一條の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第三百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百九十九条第三項の改正規定(「第二百八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び「高等裁判所等裁判所に」との下に「第五十九条第三項を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。)、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る。)、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日